

輪島市

農業委員会だより

2006年(平成18年)10月1日発行

発行：輪島市農業委員会
編集：輪島市農業委員会事務局
TEL(0768)23-1191



農業委員会

新体制でスタート

就任のご挨拶

会長 松本 太郎三郎



今年の水稻の作柄も後半の好天に恵まれ、平年並みの収穫が見込まれています。

◆松本会長を中心に戸籍員決まる

八月十一日臨時総会が開催され役員の互選が行われ、会長以下次のとおり決りました。

会長	松本 太郎三郎	(門前町馬渡)
職務代理者	道下 一雄	(町野町北円山)
運営委員	谷 弘明	(石休場町)
	大井 一成	(三井町小泉)
野中	松本 喜四志	(門前町椎木)
	茂	(門前町浦上)

こうした中で、農業委員会が果たす役割はその権限である優良農地の確保はもとより、担い手への農地の利用集積に加え、直面している課題に対応した取り組みを地域や関係機関との密接な連携のもとに進めていく事が必要であると思っております。

厳しい農業情勢下ではありますが、今後とも農業委員一人ひとりが農業者の代表として、より一層皆様方の生活向上に努めてまいる所存ですので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

輪島市長 梶 文秋



「農業委員会だより」

が発刊されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年二月一日に新「輪島市」が発足し八ヶ月余りが経過いたしましたが、七月三十一日までの間、

旧輪島市、門前町の農業委員の皆様におかれましては引き続き新市の農業委員として業務に精励されこられました。七月一日告示の新市における初の選挙で十八名の委員が当選され、選任による委員八名を加え、二十六名の方々が就任されました。勇退された皆様にはこれまでの「苦労」に対し、深甚なる敬意を表しますと共に今後とも本市農業行政に対し、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新「輪島市」は市域が四二六・二四km²と県内で三番目に広い自治体となり、四、一四八haと広



輪島市農業委員紹介

●選挙による委員（順不同）

◎輪島地区

谷 弘明（石休場町）

永谷 松雄（町野町桶戸）

田中 喜義（白米町）

大井 一成（三井町小泉）

坂本 憲秋（繩又町）

道下 一雄（町野町北円山）

◎門前地区

松本 喜四志（門前町椎木）

西田 政夫（門前町和田）

宮崎 要進（門前町内保）

北林 守（門前町道下）

梅村 昭十郎（門前町走出）

山崎 覚治（門前町道下）

宮本 宏（門前町樽見）

●選任による委員（順不同）

◎農業関係団体選任

おおぞら農業協同組合理事

山口 秀雄（門前町久川）
町野町農業協同組合理事

栗倉 生八（町野町栗藏）

◎輪島市議会推薦

上平 公一（熊野町）

上平 公一（熊野町）

松田 信幸（惣領町）



向面 正一（町野町寺地）

武英（房田町）

郁夫（上山町）

新澤 晟（三井町与呂見）

岩坂 一明（深見町）

谷内 正一（町野町鈴屋）

奥能登農業共済組合理事
尾形 成雄（下山町）

輪島市土地改良区理事

谷内 正一（町野町鈴屋）

松本 太郎三郎（門前町馬渡）

◎ 農地法第3条に係る下限面積表（平成18年10月1日現在）

内 容	輪島地区		内 容	門前地区	
	区域	面積		区域	面積
	輪島地区のうち			門前地区のうち	
	旧輪島市	20アール		旧門前町	30アール
	旧町野町	40 //		旧劍地村	40 //
	旧西保村	30 //		旧諸岡村	30 //
	旧大屋村	30 //		旧浦上村	30 //
	旧河原田村	30 //		旧七浦村	30 //
	旧鶴巣村	30 //		旧本郷村	30 //
	旧南志見村	30 //		旧黒島村	20 //
	旧三井村	40 //			

◎ 農地法第3条に係る通作距離判断基準（平成18年10月1日現在）

内 容	<ol style="list-style-type: none"> 通作距離は原則40km以内とする。 なお、通作距離が40kmを越える場合は、特段の事情がない限り許可しないものとする。 権利を取得しようとする者が次のいずれかに該当し、かつ、当該申請地への通作が可能であると認められる場合には、1の特段の事情に該当するものとする。 ただし、権利を取得しようとする者が当該申請地の周辺（概ね同一地区）において、当該申請地を含めた取得後の経営面積が概ね10アール以上であることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中核農家登録制度運営要綱に基づき、中核農家登録台帳に登録されている者（中核農家） ② 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、県内の市町において農業経営改善計画の認定を受けている者（認定農業者）
--------	--

◎ 農業委員活動地区区分担表（平成18年8月現在）

地区名	委員名	担当集落名
河原田地区	谷弘明委員	山岸・杉平・横地・石休場・西脇・東中尾・北谷
	上平委員	山ノ上・熊野・市ノ瀬・打越
鶴巣地区	松田委員	惣領・塚田・久手川
	岩坂委員	深見・稻舟・大野
三井地区	大井委員	長沢・小泉・洲衛・興徳寺・大和・市ノ坂・新保
	新澤委員	与呂見・坂田・仁行・本江・渡合・中・細屋・内屋
大屋地区	坂本委員	繩又・二俣・下黒川・上黒川 別所谷・滝又・空熊・二ツ屋・宅田
	谷武英委員	美谷・堀・光浦・釜屋谷・鶴入・山本・小伊勢・中段・水守・平成・房田・長井・稻屋
町野地区	谷内委員	牛尾・地方・大久保・寺山・鈴屋
	向面委員	寺地・敷戸・南時国・西時国・東大野・曾々木・大川・伏戸
	永谷委員	川西・真喜野・金蔵・井面・桶戸・若桑
	道下委員	北円山・徳成・徳成谷内・東・麦生野・舞谷・佐野・真久
	粟倉委員	粟藏・広江
南志見地区	田中委員	名舟・里・白米・野田・尊利地・渋田 小田屋・忍・東印内・西院内・西山・東山
西保地区	前原委員	大沢・上大沢・西二又・上山
	尾形委員	小池・下山・赤崎
仁岸地区	山口委員	久川・窪・神明原・西中谷・清沢・切狭・滝町・木原月・大釜
	松本(太)委員	馬渡・劍地・大泊・腰細・赤神・渡瀬・飯川谷・馬場・上代・黒岩・入山
阿岸地区	松本(喜)委員	新町分・鍛冶屋・中田・池田・是清・千代・北川・藤浜 南・小山・江崎・二又・山是清・椎木・白禿・大切
黒島・諸岡地区	北林委員	道下(元町・東町・中町・大蔵町・宮町・鍊川町)・大生
	山崎委員	道下(北町・栄町・西町)・六郎木・深見・勝田・鹿磯・黒島町全域
門前地区	梅村委員	小滝・猿橋・上河内・風原・小石・広岡・鬼屋・西中尾・走出・清水・館
	西田委員	和田・高根尾・本市・深田・栎木・広瀬・日野尾
本郷地区	宮崎委員	堀越・別所・百成・東大町・地原・荒屋・長井坂・定広・原・貝吹・本内・谷口・能納屋・俊兼・四位・滝上・内保・鍔川・二又川・平
浦上地区	野中委員	西円山・滝又・中屋・菅の原・宮古場・水の上・蛇喰・清太郎・浅生田・大町・安代原・尺ヶ池・田村・山辺・濁池・清土・日砂子・中尾・番頭屋・中野屋・知気女・宮田・大久保・正仏・盤若地・吉ヶ谷内・龜部田
七浦地区	宮本委員	皆月・餅田・薄野・蒼坂・樽見・五十瀬・鶴山・井守上坂・百成大角間・吉浦・矢徳・大滝・中谷内

*担当地区は属地主義とする。

■ 退任農業委員（順不同）

宮山 中岡 棚田 田中孫右衛門氏
山村 一政 太郎氏 一治 春氏 一三氏
川中 表和 濱宗 小田 大庄 定幸氏 二三氏
漆中 桶藤 北谷 町師 谷川
豊心 由光 義和 一夫 成雄氏
和氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏

中宮 池富 古村 下田成原
隆國 光昭守政治氏
一貢氏 氏 氏



標 準 小 作 料

(平成18年1月公示)

▶輪 島 区 域

農地の区分 (10aあたり)		改訂前的小作料	改訂後的小作料	備 考
田	基盤整備済30a以上区画	16,000円	14,000円	500kg (8.3俵)
	基盤整備済30a未満区画	10,000円	9,000円	450kg (7.5俵)
	未整備田 (湿田・山間地等)	5,000円	5,000円	400kg (6.6俵)
畠	普 通 畠	3,000円	3,000円	ばれいしょ

▶門 前 区 域

(10aあたり)

農地の区分		改訂前的小作料	改訂後的小作料	備 考
田	上 田	13,000円	13,000円	510kg (8.5俵)
	中 田	9,000円	9,000円	450kg (7.5俵)
	下 田	5,000円	5,000円	390kg (6.5俵)
畠	普通畠	2,000円	2,000円	ばれいしょ 1,500kg
	特殊畠	3,000円	3,000円	葉たばこ 200kg



◆農地法の目的は?

この法は、農地はその耕作者みずから所有するにこしたま最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためにその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的としています。(農地法第1条)

◆農地とは?

「農地」とは耕作のために供される土地をいい、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作していないとも耕作しようとすればいつでも耕作できるような状態にあるもの(休耕地、不耕作地)です。また、農地法では、農地であるかいかほその土地の現状によって区分しますので、土地登録簿(法務局)に地目によって区分されません。したがって、登記簿上、山林、雑種地、池沼となっていても、現況が耕作されている土地であれば、農地となります。

◆農地の転用とは?

農地を住宅用地・工業用地・駐車場用地はもとより、道路用地・植林用地などの農地以外の用途に転用することです。また一時的な工事用資材置場・建設残土・産業廃棄物による埋立なども転用となります。

◆農地転用の種類は?

①農地の所有者みずからがその農地を転用する場合

■農地法第4条

②農地の所有者以外の者が農地に所有者から農地を譲り受けたり、借り受けて転用する場合—農地法第5条
③耕作者みずからがその農地を耕作する他の農地の保全又は農作物の育成・事業のための農業用施設用地(2アール未満)として転用する場合—転用報告

◆無断転用には厳しい措置が
無断転用者には、県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることがあります。

◆まずは事前相談を

農地を農地以外の用途に転用する場合は、県知事の許可が必要です。転用許可申請の手続きには複雑な部分もありますが、転用に関するトラブルを避けるため、許可申請をする前に農業委員・農業委員会に相談して、十分な指導助言を受けたうえで許可申請をした方が、スムーズです。

農地法の解説

新しい農業政策が はじまります

平成十七年十月に決定された経営所得安定対策等大綱において、品目横断経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格が示されました。今後、具体的な支援や内容や予算額が決定されます。

改革の要点は、品目横断経営安定対策において、一定規模以上の経営面積を持つ認定農業者や集落営農組織などの担い手に対し支援を重点化するところです。

この対象となる担い手の規模要件に関しては、農家基本台帳や農用地の利用調整など、農業委員会の役割が大きなところであります。が、農業生産者自ら考え、今後の農業経営の安定に取り組んでいただきたいと思います。

農家のための情報誌
「全国農業新聞」の購読をあなたも

- 発行日：毎週金曜日（月4回）
- 購読料：月 600円
- 申込先：農業委員会事務局まで
- 連絡先：0768-23-1191